

大口町告示第122号

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月23日

大口町長 鈴木雅博

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「低年齢児途中入所円滑化事業」を「保育士配置改善事業」に改める。

別表低年齢児途中入所円滑化事業の項を次のように改める。

保育士配置改善事業	愛知県保育士配置改善事業費補助金交付要綱（令和7年9月3日付け7子支第1241号愛知県福祉局長通知）に定められた事業	左欄の要綱により算出された交付額 ただし、算出された金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
-----------	--	---

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新			旧		
(補助対象事業及び補助金額)			(補助対象事業及び補助金額)		
第2条 略			第2条 略		
(1) 略			(1) 略		
(2) <u>保育士配置改善事業</u>			(2) <u>低年齢児途中入所円滑化事業</u>		
(3)・(4) 略			(3)・(4) 略		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
補助事業名	補助事業の内容	補助金の額	補助事業名	補助事業の内容	補助金の額
略	略	略	略	略	略
<u>保育士配置改善事業</u>	<u>愛知県保育士配置改善事業費補助金交付要綱(令和7年9月3日付け7子支第1241号愛知県福祉局長通知)に定められた事業</u>	<u>左欄の要綱により算出された交付額</u> <u>ただし、算出された金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u>	<u>低年齢児途中入所円滑化事業</u>	<u>愛知県低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱(平成21年7月2日付け21子支第351号愛知県健康福祉部長通知)に定められた事業</u>	<u>左欄の要綱により算出された補助基本額</u> <u>ただし、算出された金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u>
略	略	略	略	略	略